

議決事項の一部変更について（工事請負）

令和5年3月16日令和5年第1回霧島市議会定例会で議決された議決第7号（仮称）霧島市クリーンセンター整備・運営事業建設工事の請負契約について、下記のとおりその一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月19日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

第3項中「13,522,200,000円」を「13,920,060,000円」に変更する。

（提案理由）

（仮称）霧島市クリーンセンター整備・運営事業建設工事の請負契約について、昨今の物価高騰による建設資材等の価格や人件費の上昇に伴い、工事請負契約書第26条第6項の規定等に基づき当該契約の金額を増額する変更契約を締結するため、議会の議決事項の一部に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものである。

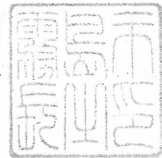


議案第13号
議決第7号

議決事項の一部変更について（工事請負）

令和4年1月12日令和3年第4回霧島市議会定例会で議決された議決第2号（仮称）霧島市クリーンセンター整備・運営事業建設工事の請負契約の締結について、下記のとおりその一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出
霧島市長 中 重 真 一



令和5年3月16日 可決
霧島市議会議長 阿 多 己 清



記

第3項中「16,219,500,000円」を「13,522,200,000円」に変更する。

（提案理由）

（仮称）霧島市クリーンセンター整備・運営事業建設工事請負契約について、当該契約の金額に含まれる電力会社の接続工事負担金の減額が決定し、当該契約の金額を減額する変更契約を締結するため、議会の議決事項の一部に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものである。



議案第107号

議決第2号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月9日提出
霧島市長 中重 真一



令和4年1月12日 可決

霧島市議会議長 阿多己清



記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 工事名 (仮称) 霧島市クリーンセンター整備・運営事業建設工事
工事場所 霧島市国分敷根地内 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札（総合評価方式）による。 |
| 3 契約の金額 | 金16,219,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 企業体名 川重・東洋特定建設工事共同企業体
住 所 福岡市博多区博多駅前1丁目4番1号
代表者の氏名 川崎重工業株式会社九州支社
支社長 長谷川 知行 |

(提案理由)

(仮称) 霧島市クリーンセンター整備・運営事業のうち施設建設工事について、請負契約を締結しようとするものである。

(参考)

工期、入札結果等については、別紙のとおり。